

令和4年6月7日

企業会計基準委員会御中

企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等に対するコメント

公認会計士 國見 琢

企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」等に対して、以下の通りコメントを提出いたします。なお、当コメントは私見であり、所属する団体等の見解ではないことを予め申し添えます。

記

質問1-4に対するコメント

企業会計基準公開草案第71号（企業会計基準第27号の改正案）「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準（案）」（以下「法人税等会計基準改正案」という。）第5-2項(1)に従ってその他の包括利益に計上された法人税、住民税及び事業税等を同第5-5項に従って組替調整（リサイクリング）する場合、「その他の包括利益の内訳の開示」においてどのように取扱うべきかを明確にされたい。すなわち、その他の包括利益からリサイクリングされた金額は、企業会計基準公開草案第72号「包括利益の表示に関する会計基準（案）」第8項において注記の対象とされている「税金費用」に含まれるという理解でよい。また、当該金額は、同9項において注記の対象とされている「組替調整額」には含まれないという理解でよい。

（理由）

法人税等会計基準改正案第5-2項(1)に従ってその他の包括利益に計上された法人税、住民税及び事業税等を同第5-5項に従ってリサイクリングする場合、その他の包括利益からリサイクリングされた金額は「税金費用」とも「組替調整額」とも考えうることから、実務における無用の混乱を回避するためには上記の取扱いを明らかにすることが望まれる。

質問4に対するコメント

法人税等会計基準改正案第29-8項の第3段落において、「このような子会社に対する投資の一部売却に関する取扱いは、税務上の繰越欠損金がある場合など複雑な計算を伴う場合があることから、実務に配慮しつつ、個々の状況に応じて適切な判断がなされることを意図したものであると考えられる。」との記載があるが、「と考えられる」という部分を削除すべきである。

（理由）

貴委員会自身が開発した適用指針の規定の意図について、あたかも第三者による推察である

かのような「考えられる」との表現を使用することは不適切であるためである。

質問 4 に対するコメント

法人税等会計基準改正案の[設例 1]の 1. 前提条件において、X1 年 3 月期から X4 年 3 月期までのその他有価証券の税務上の帳簿価額が 1,500 であることを明示すべきである。

(理由)

同 2.(2)及び(4)において、その他有価証券の税務上の帳簿価額が 1,500 である旨が記載されているが、同 1. 前提条件においてそのことが明らかにされていないためである。

以上